

くまもと市北区文化協会会則

(名称)

第1条 本会は、くまもと市北区文化協会と称する（以下「本会」という。）。

(事務局)

第2条 本会の事務局を、事務局長宅に置く。

(目的)

第3条 本会は、会員相互の交流と親睦を図るとともに、北区民が文化や芸術を身近に親しみ、豊かな暮らしの創造につながることに寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の各号の事業を行う。

- (1) 文化事業の主催並びに後援及び共催
- (2) 会員相互の交流に係る支援、会員活動の宣伝及び会員への情報提供等
- (3) 地域の文化活動の情報収集及び人材の発掘
- (4) 文化活動の奨励及び普及
- (5) その他目的を達成するために必要な事業

(会員)

第5条 会員は、本会の目的に賛同し、かつ、区内を活動拠点とするおおむね5人以上の者で構成する団体とする。ただし、本会が認める場合は、個人を会員とすることができる。

(会費)

第6条 会員は、別に定める会費を納入しなければならない。

(入退会)

第7条 会員として入会を希望する団体及び個人は、入会申込書を会長へ提出し、第13条第1項第2号の理事会の承認を得るものとする。

2 会員が退会しようとする場合は、退会届を会長へ提出し、任意に退会することができる。

(組織)

第8条 本会は、会員をもって構成する。

(役員を選任)

第9条 役員は、第13条第1項第2号の理事会において、第5条に掲げる会員から推薦し、同項第1号の総会において選任する。

2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員の任期)

— 1 —

第10条 役員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(役員)

第11条 本会に、次のとおり役員を置く。

- | | |
|----------|-----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 3名 |
| (3) 理事 | 若干名 |
| (4) 事務局長 | 1名 |
| (5) 監事 | 2名 |

(職務)

第12条 会長は、本会を代表し、その業務を統括する。

2 副会長は、会長を補佐し、これに事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 会長、副会長、理事及び事務局長は、第13条第1項第1号の総会における決定事項の執行に関する事、その他重要事項等について審議する。

4 監事は、本会の業務及び財産の状況を監査する。

(会議)

第13条 本会の会議は、次のとおりとする。

(1)総会

(2)理事会

2 会議は、構成員の過半数の出席があった場合に成立する。ただし、対面形式の場合は委任状を認める。

3 会議の議決を要するものは、出席者の過半数の賛成をもって成立する。可否同数の場合は、議長がこれを決定する。

4 会長は、会議に付議すべき事案につき、会議を開くいとまがないと認めるとき及び自然災害やウィルス感染等の社会的事情により対面での会議が困難な場合は、本条に規定する全ての会議を書面及び電磁的方法（電子メール等）をもって会議の審議に代えることができる。

(総会)

第14条 総会は、役員及び各会員に属する構成員の中から選出された代議員をもって構成する。

2 総会は、毎年度1回開催するものとし、次の各号の事項について審議し、決定する。

- (1) 事業報告及び決算
- (2) 事業計画、予算(案)及び役員
- (3) 会則の変更
- (4) その他必要な事項

— 2 —

3 総会の議長は、その総会において出席者の中から選出する。

(理事会)

第15条 理事会は、監事を除く役員をもって構成する。

2 理事会の議長は、会長とする。

3 理事会は、第12条第3項の事項について審議し、決定する。

(経費)

第16条 本会の運営に必要な経費は、会費・補助金・寄付金・その他の収入をもってあてる。

(会計年度)

第17条 本会の事業年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

(財産の管理)

第18条 本会の会計処理及び管理方法は、理事会において定めるものとする。

(解散)

第19条 本会を解散する場合は、会員の3分の2以上の賛成をもって決定する。

(雑則)

第20条 この会則に定めるもののほか、この会則の施行について必要な事項は、理事会において別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、令和5年6月30日から施行する。

(経過措置)

- 2 会費について、当分の間、第6条の規定は、適用しない。

附 則

(施行期日)

- 1 この会則は、令和5年9月21日から施行する